



企業に求められる帰宅困難者対策

東日本大震災で首都圏では帰宅困難者が生じ、また徒歩帰宅者が渋滞を引き起こし救急救命に支障を来すことが分かった。首都圏だけでなく、中京圏、関西圏など大都市で特に課題となる帰宅困難者問題は企業の課題ととらえる必要がある。企業は「帰さない」・「帰らない」を基本に、徒歩帰宅者が救急救命の妨げとなる事態を防ぐなどの対策が必要である。

1. 東日本大震災で発生した帰宅困難者問題

3月11日金曜日に発生した東日本大震災では、首都圏の広い範囲で震度6弱から震度5強の揺れを観測した。そのため地震直後から首都圏の鉄道は全線で点検のため運行休止となった。首都圏では通勤通学、買い物などにより昼間人口が多く、また通勤通学などに鉄道を利用する割合が多いため、鉄道の運行休止により多くの市民が帰宅困難となった。

鉄道は3月11日21時頃から順次復旧し、翌日12日昼頃にはおおむね復旧した。しかし、企業の従業員をはじめ多くの市民は、会社などに宿泊するか、徒歩での帰宅を試みる事となった。その結果、都心部をはじめ街道沿いでは徒歩帰宅をする市民が車道にあふれ交通渋滞の一因となったり、また主要駅へ多くの人々が滞留する、歩き疲れたため自治体が至急準備した一時滞在施設に収容されるなどの事態が発生した。

政府の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、3月11日21時時点で新宿駅に約9千人、池袋駅3千人、横浜駅5千人、大宮駅2千人、千葉駅1千人などが滞留し、都庁や横浜アリーナなど一時滞在施設1,030箇所合計約94,000人が収容されたとしている。また、当日帰宅しなかった人数は推計で200～300万人と見積もられている。

2. 帰宅困難者とは

帰宅困難者とは、地震など何らかの事故・災害が発生して交通手段が絶たれたため、帰宅ができなくなった人を指す。健康な人であれば徒歩で帰宅できるなど、その人の体力にもよるが、自治体などの検討にあたっては一

般に10km以内は帰宅可能、20km以上は全員帰宅不能、10km～20kmは案分して人数を推計している。帰宅困難者もその内訳をみるとそれぞれ対応が異なる課題が見えてくる。ここでは次の4つに区分して考える。

- ①企業の従業員、学校の生徒、自治体職員など組織に属し、その建物内にいる人
- ②買い物客、患者、観客など企業や組織のサービスを受け、その建物内にいる人
- ③営業や訪問などの途中で路上にいる人
- ④上記①、②、③のうち災害時要援護者の人（高齢者、病人、介護受援者、乳幼児、妊婦、外国人など）

このように考えると、①、②は事故・災害発生時に企業や組織の管理する施設内にいる人であり、まず対処すべきは当事者である企業や組織であるといえる。帰宅困難者問題となると自治体が解決すべきものと考えがちであるが、まず企業が当事者であるという認識を持つ必要がある。

3. 徒歩帰宅者が救急救命の妨げとなりうる

今回の東日本大震災は金曜日の午後に発生したため、「何とか帰宅すれば翌日は休める」と考える人が多かったこと、首都圏では一部で建物の倒壊や液状化の被害などがあったものの、停電や断水が無く、また輻輳はあったものの携帯電話は機能していたことなどから、多くの企業で従業員の帰宅を認めたものと考えられる。その結果、一時的に歩道で満員電車並みの混雑が発生し、一部では徒歩帰宅者が車道に流れ出るなど、自動車による一斉帰宅と相まって交通渋滞をより悪化させた。

従来より政府・中央防災会議でも、首都直下地震発生時の帰宅困難者の問題は想定されていた。東日本大震災では問題にならなかったが、首都直下地震では都心を下ナツ状に取り巻く木造密集地を中心に火災が発生することが予想されている。徒歩帰宅をするということは火災の方向に歩くことにもなる。徒歩帰宅者で混雑した交差点に、火災から逃れようとする人が流れ込むと、四

方八方から人が集中し、集団転倒や圧死が発生する危険性もある。徒歩帰宅者はまず帰宅者自身も危険であることを認識すべきである。

また、大量の徒歩帰宅者の車道流出は救急車や消防車などの緊急車両が通行出来ない問題も引き起こす。もし首都直下地震で多くの人々が被災した状況でこのような事態が発生すれば、助かる命も助からなくなる。

救急救命の阻害の点から言えば、徒歩帰宅者は帰宅者自身が間接的な加害者になってしまいかねないことを認識すべきである。

4. 「帰さない」「帰らない」

徒歩帰宅者は、ある調査によると普段の通勤に係る時間の10倍程度の時間が掛かったというが、今回帰宅できたからといって首都直下地震で同じように帰宅できるとは限らないことを認識する必要がある。

東日本大震災では停電や断水が無く、携帯電話もトイレも使用できた。また、自治体も一時滞在施設を用意してくれた。しかし首都直下地震ではこれらは期待できない。停電のため信号も消え、断水のためトイレも使えない可能性がある。停電が3時間を超えれば携帯電話の基地局の電源も切れ、携帯電話も使えなくなる可能性も高い。

また、今回は使えたという自治体の施設も首都直下地震の場合はその地域の被災者が既に収容されており、通過者である徒歩帰宅者向けの備蓄物資は提供されない可能性がある。東日本大震災でもコンビニエンスストアはすぐに水や食料が売り切れとなった。

余震がいつ起きるかわからない状況で暗闇を移動することは本人が危険であるばかりではなく、3. で述べた通り間接的な加害者にもなりかねないことを考えれば、世の中が落ち着くまでは「帰さない」、また企業は「帰させない」ことが必要である。火災や橋や道路の状況などが把握でき次第、順次分散帰宅するなどを基本とする必要がある。

5. 企業に求められる対策

帰宅困難者対応として企業がすべきことは次の3つである。

① 帰宅困難者対応計画の策定

従業員およびお客様は帰宅困難者になることを前提に対応計画を策定する。

<対応計画の内容の例>

○従業員は対策本部要員を除き就業解除とするが、基本的には建物内に留まらせる。

○帰宅する従業員には帰宅の危険性を説明したうえで、企業として帰宅者をきちんと把握する。(できれば本人の帰宅意思を確認することが望ましい。)

○帰宅した従業員には帰宅後に必ず安否を会社に報告させる。

○お客様対応担当を決めておく。など。

② 備蓄物資の準備

従業員および店内にいるお客様など企業や組織のサービスを受けている人に、落ち着くまではできる限りその建物内に留まっていただく。そのために一定数の水、食料、トイレ、簡易毛布などを準備しておく。自治体によっては備蓄物資の準備に補助金制度を用意しているところや、商業施設にお客様の収容を要請する条例を定めているところがある。

③ 建屋の耐震性の確保

建物内に留まるためには建屋の耐震性が確保されていなければならない。耐震診断を実施し必要があれば耐震補強を行う。ロッカーや什器備品の転倒防止、天井や照明器具、空調機、水配管の耐震対策など事務室の安全性の確保を行う。

5. 地震に強い社会づくり

徒歩帰宅者が帰宅する理由で一番多いのが「家族の安全の確保」である。「学校が子どもを帰宅させたため、家で子どもがひとりで待っている」、「要介護の老親が心配」などの理由で帰宅したいという気持ちは理解できる。現時点では輻輳などによって安否確認システムや171安否伝言ダイヤルも100%利用できるとは限らないということもある。

このような状況で個人が「帰さない」ということを選択できるには、全ての組織が「帰さない」ことを原則としている社会である必要がある。家族がお互いにどのように行動するかが把握され、「保護されている」と信頼できる状況にする必要がある。

また、観光中や営業中などで身を寄せる場所が無い状況で帰宅困難になる場合もある。企業はCSRの取組みの一環として、これらの人々の収容も検討することが必要である。実際に東日本大震災では多くの企業で1階の受付やロビーに路上の人々を収容した事例がある。

企業は、「従業員対応」、「お客様対応」、そして「市民対応」の3本柱で帰宅困難者対策を進めて欲しい。

(2011年6月23日作成)